

○厚生労働省告示第二百六十六号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月一日

厚生労働大臣 長妻 昭

第二号ハ中「又は乾癬性紅皮症」を「、乾癬性紅皮症、強直性脊椎炎又は潰瘍性大腸炎」に改める。